

東日本大震災厚生労働省復興対策本部設置要綱

平成23年9月20日
厚生労働大臣伺い定め

1 目的

東日本大震災からの復興及び同震災に伴う原子力災害からの復興等を目的として、厚生労働省内に「東日本大震災厚生労働省復興対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成

- (1) 本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部に、本部長代理、副本部長及び副本部長代理を置く。本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官とし、副本部長は、事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長代理は、大臣官房長、大臣官房総括審議官及び技術総括審議官とする。
- (3) 本部に、本部員を置く。本部員は、別紙に掲げる職にある者とする。

3 本部の運営等

- (1) 本部長は、上記1の目的のため、必要に応じ、本部員会議を開催する。
- (2) 本部員会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員とする。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は、大臣官房長とし、事務局長代理は、大臣官房総括審議官とし、事務局次長は、大臣官房厚生科学課長、社会・援護局総務課長及び大臣官房参事官（総務担当）とする。
- (4) 事務局員は、本部長が指名した者をもって充てる。

(5) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、社会・援護局総務課において処理する。

5 東日本大震災厚生労働省現地復興対策本部

(1) 本部の支部として、岩手労働局（岩手県）、東北厚生局（宮城県）及び福島労働局（福島県）に、東日本大震災厚生労働省現地復興対策本部（以下「現地復興本部」という。）をそれぞれ設置する。

(2) 現地復興本部は、現地復興本部長、現地復興副本部長及び現地復興本部員をもって構成し、本部長が指名した者をもって充てる。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

7 附則

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

なお、東北地方太平洋沖地震厚生労働省災害対策本部事務局が行っていた業務については、本部事務局が行う。

(別紙)

東日本大震災厚生労働省復興対策本部員となる役職

統計情報部長

医政局長

健康局長

医薬食品局長

食品安全部長

労働基準局長

安全衛生部長

職業安定局長

職業能力開発局長

雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

障害保健福祉部長

老健局長

保険局長

年金局長

年金管理審議官

政策統括官（社会保障担当）

政策統括官（労働担当）